

今泉小学校 PTA

規約・細則

本冊子は、海老名市立今泉小学校 PTA の運営ルールをまとめたものです。

PTA 活動の目的や組織運営の基本については、以下の規約・細則をご確認ください。

海老名市立今泉小学校 PTA 本部

海老名市立今泉小学校PTA規約

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は、海老名市立今泉小学校PTAという。

第2条 この会は、事務局を今泉小学校に置く。

第2章 目的及び活動

第3条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童青少年の幸福な成長を図ることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を遂げるために次の活動をする。

- 1 よい保護者、よい教職員となるように努める。
- 2 家庭と学校との緊密な連絡によって児童青少年の指導をする。
- 3 児童青少年の生活環境を良くする。
- 4 公教育費を充実することに努める。
- 5 国際理解に努める。

第3章 方針

第5条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 児童青少年の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教にかたよることなく、また専ら営利を目的とするような行為は行わない。
- 3 この会又はこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- 4 学校の人事、その他管理には干渉しない。

第4章 会員

第6条 この会の会員となることができる者は、次のとおりである。

- 1 今泉小学校に在籍する児童の保護者又はこれに代わる者
- 2 今泉小学校の教職員
- 3 この会の主旨に賛同する者
ただし第3号に該当する者の入会は、第6章 に定めるこの会の「役員」が決定する。

第7条 この会の会員になろうとする者は、所定の「PTA入会意思確認書」（電磁的方法を含む）を会長に提出するものとし、期間は原則として児童の卒業までとする（自動継続）。

第8条 この会の退会に関する取扱いは、次のとおりである。

- 1 この会の会員は、その自由な意思により、いつでもこの会からの退会を求めることができる（任意退会）。また、児童の卒業や転校又は勤務校の異動によって会員資格を失う者は、「PTA退会届」の提出は必要なく、会員資格の消滅をもって退会とする（自動退会）。
- 2 前項の任意退会において、退会を求める意思表示は、所定の「PTA退会届」（電磁的方法を含む）を会長に提出することによって行う。

3 前項の「PTA退会届」が提出された場合、本会はこれを受理しなければならない。また、本会は、速やかに退会の手続を処理するとともに、退会者に不利益がないよう十分に配慮しなければならない。

4 児童が今泉小学校に在籍する間は、いつでも入会及び退会ができる。

第9条 この会の会費の取扱いは、次のとおりである。

1 この会の会員は会費を納めるものとする。

2 会員の納入するこの会の会費は、1世帯月額200円とする。ただし、毎年8月及び3月の会費については、納入を不要とする。

3 年度途中に入会する会員は、翌月から年度末までの会費を月割りで納付する。年度途中に退会する会員は、翌月から年度末までの会費を月割りで返金する。なお、月割りの計算においては、前項に定める納入不要月（8月及び3月）は除外して算出するものとする。

第5章 経理

第10条 この会の活動に要する経費は、会費・寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第11条 この会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第12条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第13条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第14条 この会の役員は、次のとおりとする。

1 会長、副会長、書記、会計を置き、6名以上10名以内を定数とし、役員を構成する。

2 会の役員は、下記人数を選出するものとする。

会長 1名以上

副会長 1名以上

書記 2名以上4名以内

会計 2名以上4名以内

3 一つの役職につき同一世帯の複数名での共同担当を可能とする。その場合、定数は1名と数える。

4 役員は、会計監査員を兼ねることができない。

第15条 役員は、役員が会員中から指名した役員候補者を総会の同意を得て決める。ただし、任期の途中で欠員が生じた場合はこの限りではない。

第16条 役員の任期及び再任については次のとおりとする。

1 役員の任期は2年とする。

2 同じ役員の職については1回に限り再任を妨げない。ただし、教職員から選出された役員についてはこの限りではない。

3 役員に欠員が生じた場合に選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第17条 役員の職務は、次のとおりである。

1 会長は、この会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- 3 書記は、議事並びに重要事項を記録し会長の指示によりこの会の庶務を行う。
- 4 会計は、この会の一切の会計事務を処理し総会において会計監査委員の監査を経て決算を報告する。

第7章 会計監査委員

- 第18条 この会の会計監査をするため、2名の監査委員を置き任期は1年とする。
- 第19条 会計監査委員は、役員が会員中から指名した会計監査委員候補者を総会の同意を得て決める。
- 第20条 会計監査委員は、必要に応じて臨時会計監査を行うことができる。

第8章 総会

- 第21条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
- 第22条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。なお、形式としては対面総会あるいは書面総会とする。
- 1 定期総会は、年度の初めに開催する。
 - 2 臨時総会は役員が必要と認めたとき又は会員の5分の1以上の要求があったとき開催する。
 - 3 総会審議は書面（電磁的方法を含む）によるものとする。ただし、会員の出席が必要と役員が認めたときは、集会形式とする。
- 第23条 総会は、書面総会においては会員総数の5分の1以上の議決書の提出、対面総会においては会員の5分の1以上の出席がなければ、その議事を開き決議することができない。
- 第24条 総会の議事は、書面総会においては提出された議決書の過半数、対面総会においては出席者の過半数の承認をもって決する。

第9章 事業年度

- 第25条 この会の事業年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 細則

- 第26条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて役員の協議を経て定める。
- 役員は、細則を制定又は改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第11章 改正

- 第27条 この規約の改正は、役員が必要と認めたとき又は会員の5分の1以上の要求があったときに総会に提出するものとする。
- この規約は、書面総会においては提出された議決書の3分の2以上、対面総会においては出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正することはできない。

第 12 章 個人情報の取扱い

第 28 条 個人情報の取扱いについては、細則において定める。

附則) 本規約は、昭和 56 年 6 月 9 日施行するものとする。

平成 6 年 4 月 23 日 (改正)

平成 8 年 4 月 26 日 (改正)

平成 19 年 4 月 20 日 (改正)

平成 25 年 4 月 30 日 (改正)

平成 28 年 4 月 28 日 (改正)

平成 29 年 4 月 28 日 (改正)

平成 30 年 1 月 1 日 (施行) 第 12 章 学年委員及び地区委員 (第 32 条)、
第 13 章 全員委員会 (第 34 条)

平成 31 年 4 月 25 日 (改正)

令和 3 年 4 月 20 日 (改正)

令和 4 年 4 月 26 日 (改正)

令和 4 年 9 月 30 日 (改正) 令和 5 年 4 月 1 日 (施行)

令和 5 年 4 月 18 日 (改正)

令和 6 年 4 月 23 日 (改正)

令和 8 年 5 月 12 日 (改正)

海老名市立今泉小学校PTA細則

第1章 役員

- 第1条 役員で書記、会計2名以上4名以内のうち、それぞれ1名は教職員をもってこれに充てる。任期の途中で役員に欠員が生じた場合は、役員が会員中から指名した役員候補者を定めることができる。

第2章 会計監査委員

- 第2条 会計監査委員は、会計監査委員長を互選により選出する。会計監査委員長は、会計監査委員を代表する。

第3章 総会

- 第3条 年度初めの定期総会では、以下の事項を行う。

- 1 新役員及び会計監査委員の承認
- 2 年間活動計画及び収支予算の審議決定
- 3 会計監査を経た収支決算報告書の承認

第4章 慶弔

- 第4条 会員又はこの会に関係ある者の慶弔、その他の事項に際して慶弔の意を表することができる。

第5章 運営補助費

- 第5条 本部役員および会長が認めた本会関係者が、学区外で開催される会議や研修会等にPTAや保護者の代表として出席した場合は、旅費交通費を支給する。
- 第6条 本部役員がPTA活動を遂行する上で発生する通信費（電話代、データ通信料等）および諸経費（自宅での資料印刷等の軽微な消耗品代、事務遂行に伴う諸費用）に充てるため、予算の範囲内で通信費および運営費を支給することができる。
- 第7条 本章に定める支給額および運用に関する細部については、本部役員会の承認を得て別に定める。

第6章 今泉小学校PTA個人情報取扱規定

（目的）

- 第8条 この規定は、海老名市立今泉小学校PTA規約第28条に基づき、今泉小学校PTA（以下「本会」と略称する）の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、もって個人の権利と利益を保護することを目的とする。

(本会の責務)

第9条 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法及び本規定に基づき、本会が取り扱う個人情報について、その取得、利用、管理を適正に行う。

(個人情報の定義)

第10条 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名及び生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

(個人情報の管理者)

第11条 本会における個人情報の管理者は会長とする。

(個人情報の取扱者)

第12条 本会における個人情報の取扱者は役員とする。

(秘密保持義務)

第13条 個人情報の管理者及び取扱者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。

(個人情報取得の方法及び対象)

第14条 個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め明示する。また、円滑なPTA活動を行うために以下の情報を取得する。

- 1 会員の氏名・連絡先(住所・電話番号・メールアドレス等)
- 2 会員の子どもの氏名・クラス
- 3 必要に応じ、会員や会員の子どもの写真

(個人情報の利用目的)

第15条 本会が取得した個人情報は以下の目的のために利用する。

- 1 PTA活動に必要な名簿の作成
- 2 各種行事の案内
- 3 資料等の送付
- 4 役員選出
- 5 PTA活動の諸連絡

(利用目的による情報取扱制限)

第16条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第15条において特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。

(個人情報の保管及び廃棄)

第17条 個人情報は、管理者又は取扱者が厳正に保管し適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(個人情報の保管方法)

第18条 個人情報は、それを取り扱う電子機器・電子媒体にウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。

(第三者提供の制限)

第 19 条 個人情報は、次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供を行わないものとする。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 3 公衆衛生のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 4 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報の共有)

第 20 条 本会は、今泉小学校との間で、利用目的の範囲内に限り、取得した個人情報を以下のとおり共同利用することがある。

- 1 利用する項目:第 14 条に定めるとおり
- 2 利用する者の範囲:今泉小学校と本会
- 3 利用目的:第 15 条に定めるとおり
- 4 責任者:第 12 条に定めるとおり

(第三者提供に係る記録の作成)

第 21 条 個人情報を第三者(第 20 条第 1 項から第 4 項まで及び市役所等の地方公共団体を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者受領に係る記録の作成)

第 22 条 第三者(第 20 条第 1 項から第 4 項まで及び市役所等の地方公共団体を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 対象者の同意を得ている旨

(個人情報開示等)

第 23 条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(情報漏えい時の対応)

第 24 条 個人情報を漏えい(紛失を含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに今泉小学校長及び管理者へ報告する。

(定期的な情報取扱確認)

第25条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について確認する。

(苦情等の処理)

第26条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情等について、適切かつ迅速な処理に努める。

附則) 本細則は、昭和56年6月9日施行するものとする。

平成 4年 5月 1日(改正)

平成 6年 4月23日(改正)

平成 8年 4月26日(改正)

平成 9年 5月 2日(改正)

平成15年 4月 1日(改正)

平成19年 4月20日(改正)

平成25年 4月30日(改正)

平成28年 4月28日(改正)

平成29年 4月28日(改正)

平成30年 1月 1日(施行) 第7章 学年委員会、第16条、第17条

平成31年 4月25日(改正)

令和 4年10月 1日(改正) 令和 5年 4月 1日(施行)

令和 5年 4月18日(改正)

令和 8年 4月28日(改正)